

近江八幡市議会委員会条例の一部を改正する条例

近江八幡市議会委員会条例（平成２２年近江八幡市条例第２２７号）の一部を次のように改正する。

第１３条（見出しを含む。）中「又は」を「及び」に改める。

第１５条の次に次の１条を加える。

（委員会の開催方法の特例）

第１５条の２ 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができする方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第２０条第１項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場合に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

２ 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

３ 前項の規定による届出をして委員会に出席する委員に係るこの条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

４ オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第２１条に次の１項を加える。

２ 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第２４条に次の１項を加える。

２ 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその申出の相手方の使用に係

る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第30条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法改正に伴う標準市議会委員会条例の改正に合わせて、議会における手続きについて情報通信技術を利用した方法により行うこと、またオンラインによる方法により委員会等を開催することを可能とするために必要となる共通の事項を定めるほか、文言等の整理を行いたく、本議案を提出するものである。